

第 12 回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

会 議 錄 (要点筆記)

(日時)

平成 29 年 1 月 30 日 (月) 18:28~19:19

(場所)

松山市役所 本館 8 階 8-1 会議室

(出席者)

委 員：妹尾会長、宇都宮委員、甲斐委員、兼平委員、土居委員 計 5 名

事務局：大西事務局長、志賀事業課長、藤井総務企画係長、高岡資格管理係長、
近藤医療給付係長、高倉主事、安井主事

計 7 名

合計 12 名

(署名委員)

妹尾会長、甲斐委員

(議題)

- (1) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）(案) の点検について
- (2) 平成 27 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

(議事の概要)

- (1) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）(案) の点検について

《資料 1 に基づき事務局説明》

平成 29 年 7 月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度における情報連携が開始されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条第 1 項の規定により義務付けられている「特定個人情報保護評価」を再実施する必要があるため、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審査会の意見を聴くよう、広域連合長から諮問を行った。

《質疑・意見》

・「特定個人情報ファイル」の取扱いについて意見を述べることとなっているが、そもそも「特定個人情報ファイル」とは何か。

「特定個人情報ファイル」とは、マイナンバーが付された個人情報である「特定個人情報」が集められたファイルのことであり、保有に当たっては、事前に特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられている。

・変更点について、もう少し詳しく説明してほしい。どの点を重点的に確認すべきなのか。

変更点については、評価書の「別添 3」に示した点となる。大きな変更点は「情報連携」

に関する部分となるが、それが非常に多岐にわたっている。例として挙げるならば、特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項について、3~5を追記している。

- ・情報連携が開始されれば、支払基金と国保連合会が持っている情報を広域連合で見られるようになるというものなのか。例えば、病気の内容などがわかるようになるものなのか。

見られる内容は、給付の内容の一部や、保険料を決定するに当たっての情報等である。保険証にマイナンバーを利用するなどの議論は行われているものの、現時点では、情報連携により病気の内容などが見られるような状況には至っていない。

- ・情報提供を受けた人がさらに他の機関と委託契約を結ぶことに対する制限などは、どこかに記載しているのか。

そういう場合は、例えば再委託に関することも該当すると思うが、評価書Ⅱ「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の再委託欄「⑧再委託の許諾方法」に記載している。原則として再委託は行わないよう、広域連合では制限を設けているが、事務手続き上、止むを得ない場合においては、必要な事項を記載した申請書を広域連合に提出させ、再委託を認めることとするよう記載している。ただし、広域連合から国民健康保険団体連合会への委託及び国民健康保険団体連合会から取りまとめ機関である国民健康保険中央会への再委託に関しては、国が定めている事務の進め方に則って行うものであり、通常の再委託とは考え方方が異なるものである。

- ・国保連合会へ委託する事業とはどういった事業があるのか。

委託事項1「療養費の請求に関する審査及び支払等」及び委託事項3「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」を委託する。具体的には、療養費の請求に関する申請書の内容審査や、被保険者資格の履歴管理等を委託するものである。

- ・多くの事務が全国一律で行われており、評価書の内容について修正等を行う余地はないと思われるが、当広域連合で自主的に実施されている項目など、本審査会において点検を重点的に行うべき項目とはどういった点になるのか。

例えば、Ⅲ「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の中の「中間サーバーにおける措置」という記述を除いた点や、Ⅳ「その他のリスク対策」は当広域連合独自の記載となる点である。

- ・内部監査を実施したとあるが、主な指摘事項はどのようなものがあったか。また、その対応は完了しているのか。

現在未策定であるBCP（事業継続計画）の策定に関する指摘等があったが、その対応については今後実施していく予定としている。

- ・リスク対策については、仮に悪意を持った人が使用しても情報が漏れないような対策というのは立てられているのか。悪意を持った人が情報の抜き取り等を行おうとする場合などは、実態として防ぎようがないのではないか。

個人情報を取り扱う端末は、システムでアクセスログをとったり、今回の情報連携で新たに導入する統合専用端末（特定個人情報の授受を行う端末）では、許可された媒体しか使用できないよう、システム的な制限をかけることとしている。職員に対しては、規程等を

整備したり、研修や啓発等を行うなどして、リスクを低減できるよう対策を図っている。

- ・外部から不正アクセスができないような対策は図られているのか。

外部からの攻撃は、インターネットやメールを介して行われる場合が多いが、個人情報を取り扱う端末や統合専用端末については、インターネットやメールを使用するネットワークとは切り離しており、外部からアクセスできないようにしている。

《協議結果》

当審査会における意見等を整理したうえで、後日、会長と事務局との協議のうえ、審査会としての答申書をまとめることとした。

(2) 平成 27 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

《資料 2 に基づき事務局説明》

平成 27 年度において、情報公開条例の規定による開示請求は 0 件、個人情報保護条例の規定による開示請求は 13 件で、全件開示している旨を報告した。

《質疑・応答》

特に無し

署名委員

会長

妹尾亮敏

委員

甲斐朋香